

平成29年7月 日
小樽市医療保険部
石狩市保健福祉部

各保険医療機関 様

平成29年度重度・ひとり親・こども医療費助成の自己負担月額上限の改定について

謹啓 時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

小樽市及び石狩市の重度心身障害医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び乳幼児等（こども）医療費助成の自己負担月額上限は北海道医療給付事業に準拠し、同事業は高齢者の医療の確保に関する法律施行令（旧老人保健法施行令）の高額療養費算定基準（区分：一般）に準拠して月額上限を設定しています。

平成29年8月診療分から、高額療養費算定基準及び北海道医療給付事業の自己負担月額上限が改定される予定のため、両市においても医療費助成の自己負担月額上限を、北海道医療給付事業同様に下記のとおり改定する予定です。

各保険医療機関では、課税世帯の受給者には下記の自己負担限度額までを受給者に請求してください。非課税世帯の受給者につきましては、従来どおり初診時一部負担金のみです。

敬具

1 改定内容（小樽市及び石狩市同一）

| 重度・ひとり親・乳幼児等（こども）医療費助成共通 | 現行 (平成29年7月診療分まで) | 改正後 (平成29年8月診療分から) |
|--------------------------|--|---|
| 課税世帯の医療費自己負担月額上限 | ○入院 月額44,400円 ○外来（訪問看護を含む。） 月額12,000円 | ○入院 月額57,600円 (多数回44,400円 ※) ○外来（訪問看護を含む。） 月額14,000円 (年額上限14万4,000円まで) |

※ 過去12か月以内に同一助成かつ同一世帯内で3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり上限額が下がります。

2 多数回該当について

各保険医療機関では、上限額に達した回数が正確にわからないため、特に対応は求めていません。ただし、同じ医療機関での長期入院等の事情により、各保険医療機関が回数を把握できる場合に、多数回として上限額を下げて対応していただいても問題はありません。平成29年7月までに年3回以上、上限額に達している場合は、そのカウントは平成29年8月以降に引き継ぎます。

3 年間上限について

8月1日から7月31日までの1年間の外来の自己負担額を各市で計算し、各市で対応します。

| | | | | | |
|-----|-------|------------|--------------|------------------|-------------|
| 小樽市 | 医療保険部 | 後期高齢・福祉医療課 | 福祉医療係 | TEL 0134-32-4111 | 内線 311 |
| 石狩市 | 保健福祉部 | 国民健康保険課 | 障がい者・高齢者医療担当 | TEL 0133-72-3125 | (重度) |
| 石狩市 | 保健福祉部 | こども家庭課 | こども家庭担当 | TEL 0133-72-3128 | (ひとり親・乳幼児等) |